議案第7号

桐生市重伝建地区公開活用施設の設置及び管理に関する条例案

桐生市重伝建地区公開活用施設の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月15日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市重伝建地区公開活用施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、桐生市重伝建地区公開活用施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第144条第1項の規定により 重要伝統的建造物群保存地区に選定された桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地 区(以下「保存地区」という。)内に所在する伝統的建造物等を保存し、かつ、そ の活用を図り、もって地域住民の文化的向上に資するとともに、保存地区のにぎ わい及び交流を創出し、かつ、広くその魅力を発信するため、保存地区内に拠点 となる施設を設置し、その名称及び位置を次のように定める。

名称 桐生市重伝建地区公開活用施設

位置 桐生市本町一丁目7番4号

(事業)

- 第3条 桐生市重伝建地区公開活用施設(以下「公開活用施設」という。)は、次に 掲げる事業を行う。
 - (1) 保存地区内に所在する伝統的建造物等の保存及び活用並びに公開活用施設の公開に関すること。
 - (2) 保存地区の歴史文化等の情報発信に関すること。
 - (3) 公開活用施設に関する資料等の展示に関すること。
 - (4) 施設の提供に関すること。
 - (5) その他施設設置の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 公開活用施設に館長のほか、必要な職員を置く。

(入館の制限)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公開活用施設への入館 を拒み、又は退去を命じることができる。
 - (1) 施設、設備(以下「施設等」という。)若しくは展示資料等を毀損した者又はそのおそれのある者
 - (2) その他管理上支障があると認められる者

(使用の申請及び許可)

- 第6条 公開活用施設の施設等を使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開活用施設の使用を許可しない。
 - (1) 施設等を毀損するおそれがあると認められるとき。

- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) 営利を目的に使用するとき(多目的広場を使用する場合を除く。)。
- (4) その他施設設置の目的を逸脱するようなおそれがあると認められるとき。 (許可の取消し)
- 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 施設の使用を他人に転貸し、又はその使用権を譲渡したとき。
 - (2) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したと認めるとき。
 - (3) その他市長が使用することを不適当と認めるとき。

(使用料等)

- 第8条 公開活用施設の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。
- 2 前項の使用料は、使用許可を受けた際納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。 (使用料の減免)
- 第9条 使用料は、市長が特に必要と認めるときは、減免することができる。 (使用料の還付)
- 第 10 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、納付済使用料に当該各号に掲げる率を乗じて計算した額を還付することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰さない事由により使用することができないとき 100分の 100
 - (2) 使用期日 10 日前までに使用者が使用を取り消したとき 100 分の 50
 - (3) その他やむを得ないと認めたとき 100分の50

(賠償責任)

第 11 条 入館者又は施設等の使用者は、故意又は過失により公開活用施設の施設等又は展示資料等を毀損したときは、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

屋内施設使用料(座敷、奥座敷及び会議室)

X / >	午前9時から	午後1時から	午前9時から
	午後1時まで	午後5時まで	午後 5 時まで

座敷	平日	130円	260 円	390 円
	土曜日・日曜日・休日	260 円	520 円	780 円
宋 広事	平日	130 円	260 円	390 円
奥座敷	土曜日・日曜日・休日	260 円	520 円	780 円
会議室	平日	130 円	260 円	390 円
	土曜日・日曜日・休日	260 円	520 円	780 円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 2 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する者(以下「市民等」という。)以外のものの使用料は、規定使用料にそれぞれ100分の200を乗じた額とする。
- 3 午後5時から午後9時までの時間に座敷、奥座敷又は会議室を使用する場合の使用料は、市民等が使用する場合は、午前9時から午後1時までの規定使用料にそれぞれ100分の300を乗じた額とし、市民等以外が使用する場合は、午前9時から午後1時までの規定使用料にそれぞれ100分の600を乗じた額とする。
- 4 座敷及び奥座敷を同時に使用する場合は、それぞれの使用料を合算した金額とする。
- 5 使用料は、冷暖房使用料を含むものとする。
- 6 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

別表第2(第8条関係)

屋外施設使用料(多目的広場)

区分			午前9時から午後5時 まで	
多目的広全体を利用する 場 場合	全体を利用する		平日	9,000円
		土曜日・日曜日・休日	18,000円	

一部を利用する場合		平日	800 円	
		区画 1	土曜日・日曜日・休日	1,600円
	区画 2	平日	3,000円	
		土曜日・日曜日・休日	6,000円	
	区画 3	平日	3,000円	
		土曜日・日曜日・休日	6,000円	
	区画 4	平日	8, 200 円	
		<u> </u>	土曜日・日曜日・休日	16, 400 円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 2 市民等以外の者の使用料は、規定使用料にそれぞれ100分の200を乗じた額とする。
- 3 営利を目的とする場合の使用料は、市民等が使用する場合は、規定使用料にそれぞれ 100 分の 200 を乗じた額とし、市民等以外が使用する場合は、規定使用料にそれぞれ 100 分の 400 を乗じた額とする。
- 4 午後5時から午後9時までの時間に使用する場合の使用料は、午前9時から午後5時までの使用料にそれぞれ100分の50を乗じた額とする。
- 5 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

議 案 説 明

議案第7号 桐生市重伝建地区公開活用施設の設置及び管理に関する条例案

桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物等の保存及び活用を図り、もって地域住民の文化的向上に資するとともに、保存地区のにぎわい及び交流を創出し、かつ、広くその魅力を発信することを目的に、拠点施設を設置するに当たり、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。